

まつもとほうじん

令和元年
(2019年) 11月号
第538号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

松本法人会部会紹介シリーズ



松本山雅のホーム
スタジアム「サン
プロアルウィン」
もこの地区にある
んだね！



- 主な記事 -

税制改正に関する提言.....	2～4頁
皆さんこんにちは・原誠治氏.....	5頁
頑張ってます・青柳美紀さん.....	5頁
税務ポイント.....	6～7頁
部会紹介シリーズ 行ってきました！南部部会、 部会だより.....	7頁
法律レポート.....	8～9頁
税を考える週間行事予定.....	9頁
青年部・女性部コーナー.....	10頁
11月の予定、やまびこ運動ご協力をお願い等...11頁	
インフォメーションコーナー、 地区トピックス、川柳コーナー、あとがき...12頁	

松本市の南
西部にござい
ます今井、神
林、笹賀、空
港東地区で構成
されるのが南部部会

です。この地域には古くから恵み豊かな
農地が広がっていましたが、現在は宅地
や工場団地、そして大勢の市民でにぎわ
う公園、スポーツ施設、さらには松本の
空の玄関口「信州まつもと空港」があり、
様々な面で私たちの暮らしを支えていま
す。
(上兼健司編集委員)

第32回

行ってきました！
～南部部会～

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当

税制改正に関する提言

10月3日、三重県津市にて第36回法人会全国大会が開催され、令和2年度の税制改正に関する提言が報告されました。

本年の提言は、基本的な課題として税・財政改革のあり方、経済活性化と中小企業対策、地方のあり方、震災復興等に関する内容がその柱となっています。本稿では基本的な課題の抜粋を掲載いたしますが、詳細やこの他に提言された税目別の具体的課題・個別法令・通達関係事項については全法連HPにてご確認ください。（全法連HP <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>）

令和2年度税制改正に関する提言のポイント

《はじめに》 我が国経済は企業収益に陰りが見えるなど、景気の減速懸念がにわかに強まっている。円安・株高などをもたらした異次元の大規模金融緩和の効果が期待できなくなったうえ、米国と中国の通商摩擦によるマイナス影響が我が国でも顕在化してきたからである。

国家的課題である財政健全化については、社会保障の恒久的安定財源である消費税の税率10%への引き上げは本年10月に実現されたが、増税による景気変動の抑制を目的とした税収増を上回る財政措置についても過剰な対策との批判が高まっている。こうした政策はひとえに財政規律が毀損された結果といえよう。すでに社会保障4経費に限定されていた消費税の使途は教育無償化にも拡大され、「社会保障と税の一体改革」の理念は大きく失われている。基礎的財政収支（プライマリーバランス=PB）の黒字化目標も2025年度へ大幅に先送りされたままである。

海外経済面では指摘した米中の対立が安全保障の側面も有する摩擦にまで発展しているほか、トランプ米大統領の保護主義政策が我が国をも対象とするなど予断を許さない状況となっている。

こうしたことにより景気の減速が顕著になれば、地域経済と雇用の担い手である中小企業も厳しい局面に立たされる。政府は「令和」という新しい時代を迎えた今こそ、成長戦略と税財政改革に不退転の決意で取り組みねばならない。

《基本的な課題》

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- (1) 今般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となってしまう。
- (2) 政府は2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 今般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、

抜本的な施策を実施する。

- (2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6)企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3．行政改革の徹底

- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4．消費税引き上げに伴う対応措置

- (1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5．マイナンバー制度について

マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言いがたい。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に取り組んでいく必要がある。

そのためには、国民にどうカードの利便性を実感してもらうかがカギになる。その意味で2021年3月よりマイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始されるのは重要である。また、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図れば、よりカードの普及にもつながる。

制度の運用に当たって不可欠なのは、年金情報流出問題などでみられた個人情報漏洩の防止、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の信頼が担保される措置を講じることである。さらにコスト意識の徹底にも努めねばならない。

マイナンバー制度の利用範囲については、社会保障と税、災害対策に限定されているが、これをどこまで広げるかは今後の重要な課題である。たとえば世帯収入の把握なども簡単になり、新たな制度設計がしやすくなるといったメリットもあるからだが、それには広範な国民的議論が必要になるだろう。

6．今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、経済の持続的成長と雇用の創出 少子高齢化や人口減少社会の急進展 グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化 国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性 - などに対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

1．法人実効税率について

平成28年度税制改正で「20%台」が実現(29.74%)したが、“先進国クラブ”と称されるOECD(経済協力開発機構)加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。

EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実には変わりはない。国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要があるだろう。

2．中小企業の活性化に資する税制措置

- (1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2)租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもののや適用件数の少ない

ものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

- (3)中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

- (2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替りを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III 地方のあり方

- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2)広域行政による効率化について検討すべきである。

基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

- (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV 震災復興等

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

V その他

1. 納税環境の整備

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。



皆さん
こんにちは♪

(株)事務

松本市庄内

専務取締役 原 誠治氏

『理想のオフィスづくりをお手伝い』

松本市庄内にあります
(株)事務は、創業1976年の
事務機器販売の会社です。
今回は、専務取締役の原
誠治さんにお話を伺いま
した。原さんは、松本市

出身ですが、東京で大学時代を過ごされ、システムエンジニアとして7年勤務しました。その後、30歳の時に松本市へ戻り、父親が経営する(株)事務へ就職しました。松本市へ戻ってきた理由は、「将来は父親の会社を継ぐもの」と思われていたようで、入社してから簿記を学んで経理や営業のお仕事から始められたそうです。お仕事のやりがいは、「オフィスが生まれ変わる楽しさ」「新しい歴史が刻まれることに関われること」だそうです。また、「地域の会社にお役に立てるよう、業種問わずたくさんの方とお話をさせていただき、理想のオフィスと一緒につくっていききたい」インターネット販売が広がっていく中で、私たちはしっかりとお客様の要望を聞き、ご満足いただけるようお応えしたい」と目を輝かせてお話し下さいました。

休日は、ご家族と過ごすことが多く、息子さんの好きな恐竜の博物館に出かけるなどしていらっしゃいます。ご家族と過ごしている時間は、「生きている実感がある」と幸せそうな笑顔で優しいパパでした。

(廣田伸一編集委員)



頑張ってます!!

『女性やご家族連れの方にも安心してご来店いただきたい』

(株)松本マツダオート
松本市平田東

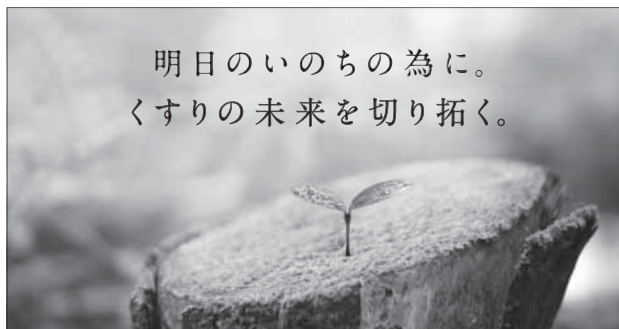
青柳 美紀さん

JR平田駅の東側、国道19号線沿いに(株)松本マツダオートさんはございます。黒を基調とした店舗内には最新モデルの自動車が展示されるとともに、キッズスペースや木製家具もありとても温かな雰囲気です。

今回お話を伺ったのは、入社8年目で総務関係のお仕事や、フロントサービス係として日々お客様と接している青柳さんです。普段から「女性やご家族連れの方にも安心してお話をさせていただくように心掛けています」とのこと、専門用語はあまり使わず、分かりやすい言葉を使って下さるのでとてもリラックスしてお話が出来ました。青柳さん自身がそうであったように、とりわけ女性は車の専門知識を持っている方は多くはありません。だからこそ自分だったらどう接して欲しいかを考えて行動をされているそうです。

最後に何かPRをお願いしたところ「そろそろタイヤ交換の季節です。11月中ならお待たせせずに、お得に対応させていただきます」と笑顔でお話していただきました。益々のご活躍をお祈りしています！
(上兼健司編集委員)

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹⁴⁰〕所得税関係

中古住宅を取得した場合 (住宅借入金等特別控除の適用要件)

Q 中古住宅を取得した場合の住宅借入金等特別控除の適用要件を教えてください。

A 住宅借入金等特別控除とは個人が住宅ローン等を利用して、マイホームを新築、取得又は増改築等(以下「取得等」といいます。)をし、令和3年12月31日までに自己の居住の用に供した場合で一定の要件を満たす場合において、その取得等に係る住宅ローン等の年末残高の合計額を基として計算した金額を、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除するものです。

個人が中古住宅を取得した場合で、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができるのは、次のすべての要件を満たすときです。

(注)平成28年3月31日以前の家屋の新築や購入又は増改築等について、居住者以外の方は住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。

(1) 取得した中古住宅が次のいずれにも該当する住宅であること。

イ 建築後使用されたものであること。

ロ 次のいずれかに該当する住宅であること。

(イ) 家屋が建築された日からその取得の日までの期間が20年(マンションなどの耐火建築物の建物の場合には25年)以下であること。

(ロ)地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるもの(耐震基準)に適合する建物であること。

(ハ) 平成26年4月1日以後に取得した中古住宅で(イ)又は(ロ)のいずれにも該当しない一定のもの(要耐震改修住宅)のうち、その取得の日までに耐震改修を行うことについて申請をし、かつ、居住の用に供した日までにその耐震改修(租税特別措置法41条の19の2(既存住宅の耐震改修をし

た場合の所得税額の特別控除)第1項又は41条の19の3(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除)第6項若しくは第8項の適用を受けるものを除きます。)により家屋が耐震基準に適合することにつき証明がされたものであること。

(イ)「耐火建築物」(ロ)「地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるもの(耐震基準)に適合する建物」(ハ)「要耐震改修住宅を取得した場合(住宅借入金等特別控除)」について詳しくは国税庁のホームページ(タックスアンサー)をご参照ください。

ハ 取得の時に生計を一にしており、その取得後も引き続き生計を一にする親族や特別な関係のある者などからの取得でないこと。

二 贈与による取得でないこと

(2) 取得の日から6か月以内に居住の用に供し、適用を受ける各年の12月31日まで引き続いて住んでいること。

(3) この特別控除の適用を受ける年分の合計所得金額が、3,000万円以下であること。

(4) 取得した住宅の床面積が50平方メートル以上であり、床面積の2分の1以上の部分が専ら自己の居住の用に供するものであること。

(注)この場合の床面積の判断基準は、次の通りです。

イ 床面積は、登記簿に表示されている床面積により判断します。

ロ マンションの場合は、階段や通路など共同で利用している部分(共有部分)については床面積に含めず、登記簿上の専有部分の床面積で判断します。

ハ 店舗や事務所などと併用になっている住宅の場合は、店舗や事務所などの部分も含めた建物全体の床面積によって判断します。

二 夫婦や親子などで共有する住宅の場合は、床面積に共有持分を乗じて判断するのではなく、ほかの人の共有持分を含めた建物全体の床面積によって判断します。

ただし、マンションのように建物の一部を区分所有している住宅の場合は、その区分所有する部分(専有部分)の床面積によって判断します。

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

- (5) 10年以上にわたり分割して返済する方法になっている中古住宅の取得のための一定の借入金又は債務（住宅とともに取得するその住宅の敷地の用に供される土地等の取得のための借入金等を含みます。）があること。

一定の借入金又は債務とは、例えば銀行等の金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構、勤務先などからの借入金や独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、建設業者などに対する債務です。ただし、勤務先からの借入金の場合には、無利子又は0.2%（平成28年12月31日以前に居住の用に供する場合は1%）に満たない利率による借入金は、この特別控除の対象となる借入金には該当しません。また、

親族や知人からの借入金は全て、この特別控除の対象となる借入金には該当しません。

- (6) 居住の用に供した年とその前後の2年ずつの5年間に、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例など（租税特別措置法31条の3第1項、35条1項（同条3項の規定により適用する場合を除きます。）36条の2、36条の5若しくは37条の5又は旧租税特別措置法37条の9の2）の適用を受けていないこと。

（税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、山口優子
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

松本法人会

部会紹介 シリーズ

第32回

行ってきました! 南部部会

地域に活気を与え、暮らしを支える

松本市の南西部にある今井、神林、笹賀、空港東地区。私たちの暮らしを支える様々な施設が点在していますが、中でも近年、地域に活気を与えているのがサッカーJリーグで熱戦を繰り広げる松本山雅FCのホームスタジアム「サンプロアルウィン」です。今年も最後まで目の離せない展開が続いていますが、ホーム試合の際には本当に大勢のサポーターがスタンドに集まりチームに勇気を与えています。その熱気は全国的にも有名です。アルウィンを含めてやまびこドームや市営サッカー場、陸上競技場、馬術競技場や、家族連れでにぎわい子供たちが一日中遊べる自然豊かな公園施設など、この一帯は信州スカイパーク（松本平広域公園）と名付けられ市民の憩いの場となっています。

スカイパークの名にも関連しているのが、同地区の信州まつもと空港です。同空港は国内で最も標高の高い場所にあり、日本一着陸の難しい空港ともいわれていますが、開港以来、空の玄関口として大勢の方々を

迎えています。このほど神戸便も就航され、更なる利用が期待されています。

笹賀地区にあります地域の食を支えている松本市公設地方卸売市場では、先日「市場まつり」が開催され、大勢の市民が参加し新鮮な水産物や青果、花きの販売で大いににぎわったそうです。様々な魅力いっぱいの南部部会でした。

（上兼健司編集委員）

南部部会

該当エリア：松本市今井、神林、笹賀、空港東地区
会員数：248社

部会長：峠賢治氏（片倉機器工業(株)）

部会長より：これからの季節は少し寒いかもしれませんが、「信州スカイパーク」はランニングやサイクリング、お子さんも楽しめる公園施設も充実しているおすすめスポットです。

部会便り

豊科部会が設立50周年記念事業 を実施しました

～ 豊科北中学校・豊科南中学校に記念品を贈呈 ～

今年、設立50周年を迎えた豊科部会（高山政登部会長）では、記念事業の一環として地元の豊科北中学校（10月16日）と豊科南中学校（10月21日）に対しまして、記念品（プロジェクター、クリアファイル）を贈るとともに、松本税務署にご協力を頂き、「税務署の仕事」というテーマで中村署長さんに記念講演

を行っていただきました。

会員企業の皆様、地域の皆様にご協力をいただき50周年を迎えることが出来ました。これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。



◀ 地元中学校を訪
問しました



▶ 講師の中村松本
税務署長

法律レポート

中小企業における事業承継の実務(各論②)
—後継者選定の基準—

三浦法律事務所 弁護士 三 浦 守 孝



今回は事業承継で重要な後継者選定について考えてみます。

株式会社帝国データバンクの資料によると2008年から2012年まで小規模事業者は親族への承継が6割強であるのに対し中規模企業では4割強に留まり、社外の第三者を含めた親族以外による承継が、親族による承継を上回る状況となっています。

後継者選定について

(1) 親族内承継について

メリットとしては、一般的に社内外の関係者から心情的に受け入れられやすいこと 後継者を早期に決定し、長期の準備期間を確保できること 他の方法と比べて、所有と経営の分離を回避できる可能性が高いことが挙げられます。

デメリットとしては 親族内に、経営能力と意欲がある者がいるとは限らないこと 相続人が複数いる場合、後継者の決定・経営権の集中が困難であること等が挙げられます。

留意点としては学校(大学)卒業後に他社に就職し、一定のポジションに就いている等の場合を含め、家業であっても、早めにアナウンスをして本人の了解を明示的にとりつける取り組みが必要であるとされています。

(2) 親族外承継(従業員等)について

メリットとして 親族内に後継者として適任者がいない場合でも、候補者を確保しやすいこと 業務に精通しているため、他の従業員等の理解を得やすいこと等が挙げられます。

デメリットとして 親族内承継と比べて、関係者から心情的に受け入れられにくい場合があること 後継者候補に株式取得等の資金力がない場合が多いこと 個人債務保証の引継などの問題があること等が挙げられます。

留意点としては従業員は経営リスクをとる覚悟では入社、就業してきておらず、白羽の矢を立てた幹部等従業員が、経営者となる覚悟を得るためには、早めのアナウンスと本人の了解を明示的にとりつける取り組みが必要であるとされています。

(3) 親族外承継(第三者)について

メリットとして 身近に後継者として適任者がいない場合でも、広く候補者を外部に求めることができること 現オーナー経営者が会社売却の利益を獲得すること等が挙げられます。

デメリットとしては 希望の条件(従業員の雇用、価格等)を満たす買い手を見つけるのが困難であること等が挙げられます。

留意点としては会社内に後継者がいない場合、検討することを先延ばしにしていまいがちであり、早めに近くの事業引継支援センターや弁護士会等の各種支援機関に相談する必要があります。

親族以外への事業承継が多い中規模企業に関する、後継者の選定理由等。

(1) 親族以外を選択する理由として多く挙げられているのは、「役員・従業員の士気向上が期待できる。」

「役員・従業員から理解を得やすい」といった、役員・従業員との関係に関連したものであることが分かります。相対的に従業員規模が大きく、経営における役員・従業員の役割が大きい中小企業では、役員・従業員士気向上等の観点から、親族以外の後継者が選択され、その結果、親族以外への事業継承の割合が、高まっているものと推測されます。また、親族を選択する理由としては、「血縁者に継がせたい」という要望に加え、自社株式等や借入金の個人保証の引継ぎが容易であること、金融機関との関係維持が容易であること等、企業の財務・経営資産に関連した項目が、多く挙げられています。

(2) 後継者への事業承継の際に起こり得る問題を見ると、親族に事業を引き継ぐ際には、中規模企業の7割強、小規模事業者の6割強が、問題になりそうなことがあると考えています。具体的な問題としては、「経営者としての資質・能力の不足」を挙げる企業が6割に上っています。規模別に見ると、中規模企業では、「相続税、贈与税の負担」と回答する割合も、約4割と比較的高くなっているとのこと。

(3) 親族以外に事業を引き継ぐ際も、親族への事業承継と比べるとやや少ないものの、6割強の企業が、問題になりそうなことがあると考えています。具体的な問題としては、借入金の個人保証や資産・負債の引継ぎに関することを挙げる企業が多く、特に、中規模企業においては、借入金の個人保証の引継ぎと後継者による自社株式の買取りが、小規模事業者と比較して、大きな問題になり得ると考えられているようです。

以上は2012年11月の中小企業庁の「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」に基づくものであります。

後継者の育成について

(1) 社内での教育例としては

自社の各分野（営業・財務・労働等）をローテーションさせることにより、後継者に経験と必要な知識を取得させることができるようになります。経営幹部等の責任ある地位に就けて権限を委譲し、重要な意思決定やリーダーシップを発揮する機会を与えることが大切で後継者に経営に対する自覚が生まれます。

現経営者による直接指導、経営理念の引継を行い指導内容としては経営上のノウハウ、業界事情にとどまらず企業の経営理念の引継まで行うことが大切です。

(2) 社外での教育例としては

他社での勤務を経験させることで人脈の形成・新しい経営手法の取得が可能となり、自社の枠にとらわれず、様々なアイデアを取得することが可能となります。

子会社・関連会社等がある場合は、一定程度実力が備わった段階で、候補者にそれらの会社経営を任せてみることで、経営者としての責任感を植え付け、資質を認識する上で最適な機会となります。各種セミナー等の活用により知識の修得や幅広い視野を育成することが可能となります。

三浦法律事務所

当会顧問弁護士 三浦 守 孝
〒390-0874 松本市大手1-3-29丸今ビル3F
TEL(0263)39-2030(代) FAX(0263)39-2031

全国的に行われる「税を考える週間」が11月11日から始まります。

令和元年度 行事予定

月 日	時 間	行 事 名	開 催 場 所 等
11月11日 ～11月17日	10:00～ 閉店まで	『税金展』開催	アイシティ 21 モール1階特設会場
11月11日 ～11月17日		横断幕の掲示 (松本地区納税貯蓄組合連合会主催)	松本駅
11月10日(日)	9:00～等 (3回)	「国税の窓」特別番組「第16回クイズ税金百科」放映	テレビ松本ケーブルビジョン
11月11日(月)	14:00～	税務講演会(署長講演会)(主催:松本法人会・松本間税会)	大同生命松本ビル1階会議室
11月13日(水)	10:30～	『税務署長納税表彰式』開催	松本商工会館
11月13日(水)	10:00～ 12:00	無料税務相談 (関東信越税理士会松本支部)	長野県税理士会館
11月15日(金)	14:00～	時局講演会 橋本大二郎氏「テレビの中から見えたこと」 (主催:関東信越税理士会松本支部・松本法人会)	アルピコプラザホテル
11月15日(金)	16:30～	中学生及び高校生の税に関する作文の表彰式 (主催:松本市租税教育推進協議会)	松本市役所
11月20日(水)	16:30～	中学生及び高校生の税に関する作文及び 小学生の税に関する標語表彰式(主催:塩尻市租税教育推進協議会)	保健福祉センター3階 市民交流センター
11月25日(月)	16:30～	中学生及び高校生の税に関する作文及び 高校生の税に関するポスターの表彰式 (主催:安曇野市租税教育推進協議会)	安曇野市役所

青年部コーナー

『県連青年部合同例会』 参加

10月25日(金)、県連青年部合同例会が飯田市の「シルクホテル」にて開催されました。(担当:飯田法人会)

この合同例会は年に一度、県内各地の青年部員が集い親睦を深める機会であり、今回は下條村出身の長野県永久観光大使でタレントの峰竜太氏を



講師の峰竜太氏

お招きして「私を支えてくれた人々と故郷のすばらしさを伝えるために」というテーマでお話を伺いました。テレビで見る通りの明るく楽しい講師のお話に終

始会場は笑顔に包まれました。

講演会終了後には、私たち松本法人会が「租税教育活動プレゼンテーション」を実施しました。

私たちは11月に開催されます全国青年の集い「大分大会」にて、関東信越国税局管内の単位会を代表して、租税教育活動の活動報告をすることになっており、今回、青年部連絡協議会様、飯田法人会様のご厚意により直前リハーサルと壮行会という形で貴重な機会を頂くことが出来ました。皆様、ありがとうございました。



当青年部がプレゼン発表を行いました

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

女性部コーナー

10月例会報告 県連女性部合同例会 (担当:上田法人会) 参加

女性部では10月例会として、10月18日(金)に上田市で開催されました県連女性部合同例会に14名で参加いたしました。



合同例会の様子

例会では地元の民俗研究家益子輝之氏による「上田の十二月」と題したお話をお聞きするとともに、素敵な音楽のおもてなしもあり、女性部らしくとても華やかな例会となりました。大勢のご参加、ありがとうございました。

女性部からのお願い

—児童養護施設「松本児童園」への 寄贈物品ご提供のお願い—

女性部では今年も地域社会貢献活動として、児童養護施設「松本児童園」への支援を計画しております。事前に園にお話を伺うと下記の物品のご希望をいただきましたので、会員の皆様からのご提供をお願い申し上げます。(11月末まで受付を予定しております)



ご提供いただけます場合は、当事務局まで物品をお届けいただくか、ご希望がございましたらお預かりに上がりますのでお気軽にお申し付けください。

- タオル類 (バスタオル・フェイスタオル)
- ペーパー類 (トイレットペーパー・ティッシュ)

ご提供のお申出・お問合せは松本法人会事務局
(電話35-8080)までお願いいたします。

11月の予定

1日税制委グループ会議 7日全国青年の集い「大分大会」(8日まで) 11日女性部幹事会、税務署長講演会 12日本郷部会役員会 13日城東部会役員会 15日役員会、時局講演会 18日税理士会との懇談会 19日第105回税制勉強会 20日広報委員会、同編集会議、青年部第五委員会・幹事会 21日税制委員会、同グループ会議 22日本庄部会役員会 25日正副会長、正副委員長、部長会議 27日決算説明会 28日中央部会役員会

決算説明会(法人税・消費税の説明会/10月決算法人対象)
11月27日(木) 午後2時より 大同生命松本ビル1階会議室
同時開催「消費税の軽減税率制度等に関する説明会」

法人会全国大会『三重大会』参加報告

10月3日、三重県津市にて第36回法人会全国大会が開催されました。大会式典では令和2年度の税制改正に関する提言(本誌2～4頁に要旨掲載)の報告がされると共に、各種表彰、そして大会宣言が行われました。



第105回 税制勉強会

「令和元年度 相続税改正について」

105回目となる税制勉強会を開催いたします。受講料は無料です。皆様のご参加をお待ちしております。

さあ、ラストスパート! 11月末まで実施中!!
あなたのお知り合いを紹介してください!

“法人会やまびこ運動” ご協力をお願い

新規会員獲得を目指し、5月より活動を展開しております“松本法人会 やまびこ運動”。お陰様で、これまでに大勢の会員企業の皆様から沢山のご紹介をいただき、新しい会員企業をお迎えすることが出来ました。改めまして皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

ご紹介件数
(10月30日現在)
122件

ご入会件数
(10月25日現在)
37件

令和元年 年末調整説明会日程表

開催日	開催時間	開催場所
11月12日(火)	10:00～12:00 13:30～15:30	安曇野市堀金総合体育館 (サブアリーナ)
11月14日(木)	13:30～15:30	レザンホール(中ホール) (塩尻市文化会館)
11月19日(火)	10:00～12:00 13:30～15:30	ザ・ハーモニーホール(大ホール) (松本市音楽文化ホール)

ご都合のよい会場へご出席ください。

年末調整説明会に引き続き、消費税の軽減税率制度等の説明会も併せて開催しておりますので、是非ご参加ください。(上記各会場にて15:30より16:00まで)

日 時 11月19日(火) 午後2時～4時
会 場 大同生命松本ビル1階第一会議室
講 師 松本税務署 資産課税部門 担当官
お申込 松本法人会事務局まで 電話 35-8080

クイズ税金百科の収録に参加しました!

10月26日(土)に、テレビ松本制作、国税の窓特別番組「中学校対抗 第16回クイズ税金百科」の収録が行われました。当会からは高橋副会長、女性部小林部長、中野副部長、青年部北澤委員長に参加いただき、「堀金中学校Bチーム」を応援しました。



ご案内の通り、この活動は11月末日までを一つの区切りに実施してまいりますので、どうか引き続き、皆様からの温かいご協力をお願い申し上げます。

“やまびこ運動”とは

会員の皆様のお取引先やお知り合いをご紹介いただき、法人会にご入会いただいていない方に当会から入会のお勧めをする運動です。

ご紹介先は当会加入の有無が不明な場合でも、お気軽に“いつでも”ご返信をお願いいたします。広報誌前月号付録のご案内(オレンジ色のチラシ)裏面に、ご紹介いただけるお取引先やご友人等を記入いただき事務局まで返信をお願いいたします。

法人会活動の輪をより一層広げていくために、皆様のご協力をお願い申し上げます。

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます



お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



松本周遊「タウンスニーカー」(松本市)



皆さんは「タウンスニーカー」に乗車されたことはございますか? 松本駅を基点に市の中心部にある観光地(旧開智学校やあがたの森等)や商業施設(イオンモールやコモ庄内)を巡る周遊バスです。観光客の方はもちろん、地元の方にとっても便利な移動手段だと思います。たまにはのんびり街中散策してみたいかがでしょうか。(廣田伸一編集委員)

時局講演会

税を考える週間協賛事業
—令和元年度 時局講演会—

『テレビの中から見えたこと』

- 日 時 11月15日(金) 14:00~15:30
- 会 場 アルピコプラザホテル
- 定 員 400名(先着)
- 受講料 無料
- 講 師 橋本大二郎氏 (前高知県知事)



プロフィール

1947年東京都出身。慶應義塾大学卒業後NHK入局。1991年高知県知事選で初当選。以来4期16年元祖改革派知事として様々な政策に取り組む。2014年からはテレビ朝日「ワイドスクランブル」のキャスターを務めるなど、各方面で精力的に活躍中。

お申込み

松本法人会事務局まで (TEL35-8080)

川柳コーナー
今度こそ
目指せ大関
まったなし
8月は
札幌だって
暑いけど
「食べてない」
ほっぺについてる
愛娘
新米

あとがき

日本は、超高齢化・少子化社会に向かっていきます。そして、多くの中小企業は人手不足の課題があります。この状況は、政府が様々な政策を打ち出してもすぐに改善されません。私は、20年以上に渡り人材ビジネスに携わってきました。これほどの人手不足は経験したことがありません。今後も、更に深刻化することが予想されます。

私の経験上、人手不足の打開策は、「会社が変わること」にあると思います。人手不足で困っているお客様には「会社が変わること」をご提案しています。多くのお客様は、「そうだね」と言い、続けて「でも……」「うちは……」と変えられない言い訳を言います。「変わる」とは、「新しい可能性の発見」に繋がります。同時に、「変わる」とは「恐れや不安も伴いますが、変わることを突破しなければ何も変わりません。世の中は、劇的に変化しています。「人」「環境」「価値観」などの変化に敏感に反応できるアンテナを巡らせ、柔軟な対応をしていくことが必要とされます。当社では、「価値観」の変化に対応するため、今年度から年間休日日を7日増やしました。社員は、皆喜んでいますが、きっと今後の採用や退職抑制にもプラスの効果があると思います。今こそ、経営者・経営幹部の強いリーダーシップで、「会社が変わること」に挑戦する時なのかもしれませんね。(廣田)

(本号編集委員…
廣田伸一
上兼健司)



注「まつもとほうじん」の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所

一般社団法人 松本法人会

〒390-0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35-8080

FAX(0263)36-0839

編集人 百瀬衛貴男

(毎月1回1日発行)

(定価1部50円)

印刷所 信州印刷株式会社